

1. 調査開始から今日に至る経緯

1.1 調査委員会設置前の経緯

(1) 端緒

平成12年7月4日、通商産業省（以下、「通産省」という）から当社に電話連絡があり、平成元年の定期検査期間中に実施された福島第一原子力発電所1号機のドライヤ検査に関する以下の内容について、事実関係を確認し回答するよう任意調査の依頼を受けた。

- ・本件に関する東京電力のトラブル報告書にはひびが2本と記載されているが、本当は6本だったという情報がある。また、これに関し当省用のVTRが存在するという情報がある。実際はどうか。
- ・ドライヤが180度回転した状態で設置されていたという情報があるが、実際はどうか。
- ・ひびの発見日が、東京電力のトラブル報告書に記載されている日と相違しているとの情報があるが、実際はどうか。

これに対し当社は、翌日、福島第一原子力発電所の事務所にマイクロフィルムの状態で保管されていた当時のドライヤ検査の検査報告書を提出するとともに、以下の内容を書面で回答した。

- ・当社は、現存する検査報告書に記載のある3か所のひびのうち、その程度から見て報告の必要があると判断したドレンチャンネル部分の2か所のひびを、トラブル報告書において報告した。また、文書の保管期限の関係で通産省用のVTRの存在の有無は確認できなかった。
- ・ドライヤが180度回転して取り付けられていたという事実は確認できなかった。
- ・当社の社内記録によれば、当社トラブル報告書に記載した日（平成元年9月8日、9日）に発見したこととなっている。

なお、平成元年にトラブルのあった当該ドライヤは、平成3年の定期検査においてすでに取替済みで、この時点では現存しなかった。

その後も引き続き通産省からの追加質問に対し適宜回答を行っていたところ、同省から、ドライヤの検査を実施したGE社に対して当社から情報提供を求めるよう話があった。そのため、7月10日、当社は、検査を直接担当したGEII社に対し、通産省からの調査依頼事項に関連する保管資料一式を調査させてほしい旨文書で要請したが、7月12日、GEII社から、調査依頼のあった資料は現在保管されていないとの文書による回答があった。そのため、翌13日には当社社員2名がGEII社の福島事務所を直接訪問し、同事務所の所長立ち会いのもと、プロジェクトファイル等の保管体制及びGEII社

の文書管理マニュアルの確認を行った。また、翌 14 日には、この訪問調査の結果を通産省に報告した。

その後、9月下旬になって、通産省から、発電所の現地調査を行いたいとの申し出があり、9月28日に福島第一原子力発電所で調査が実施された。当日は、ドライヤの検査報告書の書類調査や廃棄されたドライヤの部材が貯蔵されている固体廃棄物貯蔵庫の現場確認等が行われた。

その後、後述する正式調査依頼までに、通産省と当社との間で4回ほど、本件に関連した打ち合わせが行われた。

(2) 申告案件としての正式な調査依頼

平成12年12月25日、通産省と当社の打ち合わせの場において、7月からの調査依頼事項は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「炉規制法」という)第66条の2に定める申告制度に基づくものとして扱い、今後も任意の調査を続行するとの方針が示された。同時に申告者からの申告内容について調査するよう、書面を提示しての依頼があった。

当社は、これに対し、現状は申告制度の処理スキームが明確ではなく、当社が提供した情報がどのように扱われるのか明確でないことから、処理スキームを確立したうえで再度正式に調査依頼を行ってほしい旨要請したが、通産省の強い意向もあり、書面を受領した。

ドライヤに関する申告内容は、ほぼ7月の調査依頼事項と同じであったが、これとは別に、福島第一原子力発電所1号機原子炉内でのGE社社員によるアレンレンチ紛失に関する件が新たに含まれていた。(平成14年5月24日に至って、「1号機」とされていたのは、「3号機」の誤りであったことが判明した。)

平成13年1月に省庁再編が行われ、原子力に関する規制は、経済産業省原子力安全・保安院(以下「保安院」という)が担うこととなった。

当社は、その後も申告制度の処理スキームの解明を求めていたが、平成13年1月26日、同制度に関する解明の一部が保安院から示され、同制度の申告者としては、事業者の従業者以外の者も含む運用とすることが明らかにされた。

(3) 申告案件への当社回答提示

平成13年3月1日、当社は、平成12年12月25日付調査依頼文書に対する回答案を保安院に提示した。

その後の6月6日、保安院と当社で申告案件に関し打ち合わせを行った際に、申告者の申告内容については、当社がGEII社に情報提供を求めるべきとの

見解が示されたため、6月15日、当社はGEII社に対し、検査を担当した当時の関係者（責任者）の現所属及び当該検査に関する記憶について、追加調査依頼を書面で行った。これに対し、7月26日、GEII社より、当時の関係者（責任者）は退職していて話が聞けなかった旨の回答が書面であった。GEII社からの回答を得たため、8月8日、当社はドライヤの件について保安院に対し書面で回答を行った。その主な内容は以下のとおり。

- ・ドライヤが180度回転して取り付けられたという情報については確認できなかった。なお、仮に180度回転して取り付けられていたとしても、構造上は180度点対称であることから安全上の問題はない。
- ・当時のGE社の責任者はすでに退社しており、当時の状況は聞き取れなかった。
- ・当時の当社現場責任者に聞き取りを行ったが、ひびの数や工程などの詳細に関する記憶は残っていなかった。

また、8月23日には、アレンレンチ紛失の件についても回答を行った。この中で当社は、申告者は福島第一原子力発電所1号機において平成9年に行われたシュラウド取替工事の際に紛失したアレンレンチが見つかったとしているが、その時期に1号機でシュラウド取替工事は行われていなかった旨、及び当社社員でこの事案を承知している者はいなかった旨回答した。

その後、保安院と当社の間で、ドライヤとアレンレンチの件について8回程度打ち合わせが持たれ、9月13日には、解明しきれなかった事実について保安院から書面で、追加の確認依頼を受けた。これに対し、当社は、10月1日、その時点で可能な限りの調査を行い、保安院に書面で回答を行った。当社の回答後の同月11日、保安院から、当社の回答内容に理解が示されたが、確認のため保安院自らがGE社に対して問い合わせを行う方針が示された。

平成14年2月15日、GE社から当社に書面による確認依頼があった。それは、同社が社内調査により発見した、平成元年当時のドライヤ検査報告書を保安院へ提出することに、守秘義務の観点から許可を求めるものであった。この文書は当社の承知しないものであったため、2月19日、当社は、GE社に対して、保安院への提出前に資料の位置づけや使用目的等について説明してほしい旨書面で要請した。しかし、回答がないまま時間が経過したため、当社は、3月6日に至り、保安院への提出を了承するとGE社に伝えた。

(4) GE社との調査協力の開始

平成14年3月14日、米国GEパワーシステムズ社幹部が当社に来訪し、当社社長と面会した際、GE社は申告案件に関し非常に憂慮しているとの話があ

った。同時に、GE 社側から、事実調査に際して両社が法務部門を中心に協力をしつつ進めていきたいとの提案があり、当社社長はこれに同意した。

こうした経緯を受け、4月10日、GE社と当社は、事務レベルの初の打ち合わせを持つこととなった。当社からは、従来本件の調査にあたってきた原子力部門に加え、法務部門（総務部）も参加することとなった。GE社からは、ドライヤの件に関する同社の調査結果について説明があったほか、社内調査の結果、ドライヤとアレンレンチの申告案件以外にも問題点があることが初めて明らかにされたが、件数や具体的な内容については、調査中とのことであった。

5月10日、GE社（日本法人）の幹部と当社幹部が面談した。この中で、申告に係る案件以外の問題が24件あること、及びこれらの内容について保安院から報告を求められていることが明らかにされた。5月15日、事務レベルでの打ち合わせを行った際、その他の24件の概要についてGE社から口頭で簡単な説明を受け、GE社としても調査を行っている段階であること、及び同社の技術陣は安全上の問題はないとの結論を出している旨報告があった。なお、5月24日、GE社より、アレンレンチの件は、福島第一原子力発電所1号機ではなく、同発電所3号機に関するものであった旨、書面で通知があった。

1.2 調査委員会設置後の経緯

（1）調査委員会及び事務局の設置

申告案件以外の24件の概要説明を受けた翌日の5月16日に、社内調査委員会及び事務局の設置が必要であると判断し、その準備を開始した。そして5月22日、「安全情報申告制度に係る調査委員会」の設置を決定し、5月30日には第1回の調査委員会を開催した。その委員会の席で、調査委員会の下に専任の調査事務局の設置を決定し、その後は全件について調査事務局が調査を行っていく体制をとった。この間、GE社との幹部レベル及び事務レベルの打ち合わせも継続して行った。

6月の10日と11日の両日、GE社と事務レベルでの打ち合わせを行い、同社から申告案件であるドライヤ、アレンレンチの件以外の26件（24件から2件増加）について、GE社側資料を参照しながら、1件ごとにその概要の説明を受けた。この際、GE社からは、原子力発電所の点検・補修作業における検査記録の修正や事実を隠すための作為が、当社の要請により行われたとの見解が示された。

なお、申告案件以外の事案については、5月に保安院がGE社と話し合いの機会を持っているが、当社と保安院の協議においては、申告案件を先行して

解明することに重点が置かれていた。そのため、5月から8月にかけて、当社は保安院に対し、ドライヤの件について調査の進捗状況を適宜報告した。

(2) 現在使用中の機器に関する安全性評価の実施

平成14年5月15日、事務レベル打ち合わせにおいて、申告に係る案件以外の24件の概要について口頭で簡単な説明を受けたことを契機に、社内で安全性評価の検討を開始した。

また、6月10、11日の事務レベルでの打ち合わせでは、説明を受けた26件すべてに関し、安全性には問題がなかった旨の説明があった。当社としても、説明を受けた情報とそれまで社内で行った検討から、ただちに安全性に影響を与えるおそれはないものとの判断を行った。さらに念のため、GE社に対し現在使用中の機器(シュラウド及びジェットポンプ)に関する安全性評価について、書面での提出と詳細な説明を行うよう要請した。

これを受け、6月27日には、シュラウドとジェットポンプの安全性を一括した評価についてGE社技術陣から説明を受けるとともに、社内検討結果のチェックを行った。さらに8月6日には、現在運転中の11の機器すべてに関する安全性評価報告書の提示を受け、安全性に問題のないことにつき詳細な説明を受けた。

これらGE社の判断を受け、更に細部にわたる情報を確認することができ、当社として安全性に問題がないことの再確認を行った。

(3) 事実調査

平成14年3月のGE社との調査協力開始後、当社は、GE社から提供された資料の精査や当社内に保管されている文書類の再調査、関係する社員の聞き取りを進め、まずは、申告案件であるドライヤの件の事実解明に注力した。

調査委員会発足後の5月末から、ドライヤの件に加え、その他の20数件について、同時並行的に調査を進めた。最終的に、聞き取りを行った人数は社員約50名、その他関係者約20名の合計約70名にのぼった。

書類の精査や聞き取りを進めるうちに、GE社が指摘した件は、その評価は別としてほとんど事実であったこと、そうした行為が長年にわたり組織的に行われてきたことなど、深刻な事態であることが調査委員会及び経営層においても認識されることとなった。

(4) 事案の公表

申告案件以外の事案について事実の把握が進むとともに、使用中の機器に関する安全性について確認ができた直後の8月7日、当社は保安院に対し、申

告案件以外の 26 件の概要を説明し、8 月 9 日、現在使用中の機器が安全性において問題ないことの報告を行った。これに対し保安院からは、機器の安全性評価等について至急提出するよう要請があった。

8 月 28 日、保安院に現在使用中の機器が安全である旨の報告書を最終的に提出した。最終的に案件数は、申告案件を含めて 29 件となった。

8 月 29 日、保安院は、現在使用中の機器がすべて安全性において問題ないことが確認できたため、「原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等に関する調査について」との件名でプレス発表を行った。続いて同日、当社もプレス発表を行い、

- ・当社原子力発電所の点検・補修作業において点検記録や修理記録の書き換えなどの 29 件の不適切な取り扱いが行われた可能性があり、現在調査中であること
- ・現在も当該機器を使用している原子力発電所の安全性については、支障のないことを確認したこと
- ・今後事案の徹底調査を行うこと

を報告し、併せて、広く社会の皆様に対する謝罪を行った。

また、9 月 2 日には、今回の一連の不適切な取り扱いに関する経営責任を明確化するため、事実関係の調査中ではあるものの、会長、社長、原子力担当の副社長、相談役 2 名が辞任することを公表した。

(5) 調査報告書の提出・公表

当社は、今回の一連の不適切な取り扱いについて、徹底的な事実調査を行い、この調査報告書を作成した。

本日、平成 14 年 9 月 17 日、この調査報告書を保安院に提出するとともに、その内容を社会に公表するものである。